第二号

職

等 手 すに る関 規す 則る の規 一則 部の 改部 正改 す正 るに 規つ 則い を 7 次

平 員 成の職議 三へ員案 十きの 一地へ 年手き 四当地 月 十の当 五支等 日給の 提に支 出関給 を

大 分 県 教 育 委 員 会 教 育 長 工 藤 利 明

0

ょ

うに

定

め

る

 $\mathcal{O}$ き 給の に支 関 給 すに る関 規す 則る (規 平則 成の 九 部 年を 大 改 分正 県す 教る 育 規 委 則

地 +員 会 規 則 第 十 号  $\mathcal{O}$ 

学の 校へ別部職 のき表を員 部地第次の職 の学一のへ員 第校のよき 一に小う 級準学に手 学ず校改当地 校るの正等手の学部すの当 款校のる支等のの第一の発 のの第 玖 款 一 珠の級 郡別学 の府校 項市の をの款 削項の 中由 布 同朝 市 部日の の小項 第学中 校 級湯阿 学 山 蘇 校分野 の 校 款 小 款 学 *O* □ 校 玖 を 珠削 郡 り を の 、削 削  $\mathcal{O}$ 項同 り を表 削の同 る。中部

 $\mathcal{O}$ 規附 則 は則 公 布  $\mathcal{O}$ 日 カゝ 6 施 行 す る。

で 提 小 案 学 す 校 提 及案び理 中由 学 校  $\mathcal{O}$ 統 廃 合 に 伴 1  $\sim$ き 地 手 当 等  $\mathcal{O}$ 支 給 対 象 校 を 削 除 す る 必 要 が あ

る

0

# 〇職員のへき地手当等の支給に関する規則(平成十九年大分県教育委員会規則第十一号)新旧対照表

(傍線部分は改正部分)

第一条~第四条(略)	第一条~第四条 (略)
別表第一(第二条関係)	別表第一(第二条関係)
小学校の部	小学校の部
第一級学校	第一級学校
東国東郡 姫島小学校	東国東郡 姫島小学校
速見郡   南端小学校	速見郡 南端小学校
玖珠郡 飯田小学校、春日小学校、古後小学校	小学
中津市 深水小学校	中津市 深水小学校
日田市 小野小学校、前津江小学校、いつま小学校	日田市 小野小学校、前津江小学校、いつま小学校
佐伯市 直川小学校	佐伯市 直川小学校
竹田市 宮城台小学校、白丹小学校、直入小学校	竹田市 宮城台小学校、白丹小学校、直入小学校
杵築市 大田小学校	杵築市 大田小学校
宇佐市 南院内小学校	宇佐市 南院内小学校
由布市 塚原小学校	蘇野
第二級学校~第五級学校 (略)	第二級学校~第五級学校 (略)
へき地学校に準ずる学校	へき地学校に準ずる学校
別府市東山小学校	別府市 朝日小学校湯山分校、東山小学校
中津市 津民小学校	中津市 津民小学校
佐伯市 米水津小学校	佐伯市 米水津小学校
津久見市 長目小学校	津久見市 長目小学校
竹田市 菅生小学校、都野小学校	竹田市 菅生小学校、都野小学校
国東市 武蔵西小学校	国東市 武蔵西小学校

第二 別 第 三津佐日 表 竹佐日 速東 第二 級田伯田削 級久伯田削 見国級 学見市市る 郡 東 学 郡 校 学市市市 る 校市 校 (第 宇津 学 5 直直前 南 兀 四目 江 入川津 端 姫 校 へき地学校に準四浦東中学校、14中学校、14中学校、14中学校、14中学校、14中学校、14中学校、14中学校、14中学校、14中学校、14中学校、14中学校、14中学校、14中学校、14中学校、14中学校 · 条 関 中中江 中 島  $\mathcal{O}$ 学学中 学中 部 係) 校校学 校学 校、 校 校校、 に準ずる学:仪、댺江翔: 五. 略 馬 中 学 校中南 校 学 中 校学 略 校 第 二 竹 佐 日 玖 級 田 伯 田 珠 別 表 三津佐日玖 竹佐日玖速東 第二 級久伯田珠 見 玉 級 学 見市市郡 学市市市郡郡東学 郡校 校市 校 中 ( 第 四 5 宇津日 直直前山南 学 へ四目江出 入川津浦端 校 姫 (き地学校は中学校は中学校) 中生学中 条  $\mathcal{O}$ 関 部 · 学 校 係 に 校校、 古 準 後 五. 中学 略 馬 中 学 校 校中南 学中 校学 略 校

# 職員のへき地手当等の支給に関する規則の一部改正の概要

## 1 改正理由

小学校及び中学校の統廃合に伴い、へき地手当等の支給対象校を削除する必要があ るため

## 2 改正内容

別表第1中、次に掲げる小学校及び中学校について削除(5校)を行う。

市町村名	学 校 名	級別区分	備考
別府市	朝日小学校湯山分校	へき地学校に 準ずる学校	[削除] (休校⇒H31廃校 朝日小に統合)
由布市	阿蘇野小学校	第一級学校	〔削除〕(H31廃校 西庄内小に統合)
玖珠町	**うら 山浦中学校 古後中学校	第一級学校	<ul> <li>[削除](H31廃校 7校を1校に統合)</li> <li>森中、日出生中</li> <li>玖珠中、北山田中</li> <li>八幡中、古後中</li> <li>山浦中(休校中)</li> </ul> *旧森高校の校舎を使用
	日出生中学校	第二級学校	

## 3 施行期日

公布の日から施行する。